

令和 3 年 9 月 15 日

建設業労働災害防止協会
長野県支部 諏訪分会 御中

岡谷労働基準監督署

建設現場に対する監督指導等の実施結果について

日頃より労働基準行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、本年 6 月に管内の建設現場に対し、集中的に監督指導を実施しました。実施結果は別添のとおりとなっています。

言うまでもなく労働安全衛生法令の遵守は、安全衛生管理の基本となります。傘下会員事業場に周知等して頂き、安全衛生管理水準の向上に役立てていただければ幸甚に存じます。

建設現場に対する監督指導等の実施結果

岡谷労働基準監督署

令和3年3月、当署の管内において建設業で4年2か月ぶりに死亡労働災害が発生し、令和3年の休業4日以上之死傷災害も増加傾向にあることから、6月に管内の建設現場に対し、集中的に監督指導を実施しました。監督指導の実施結果は以下のとおりです。

1 実施状況

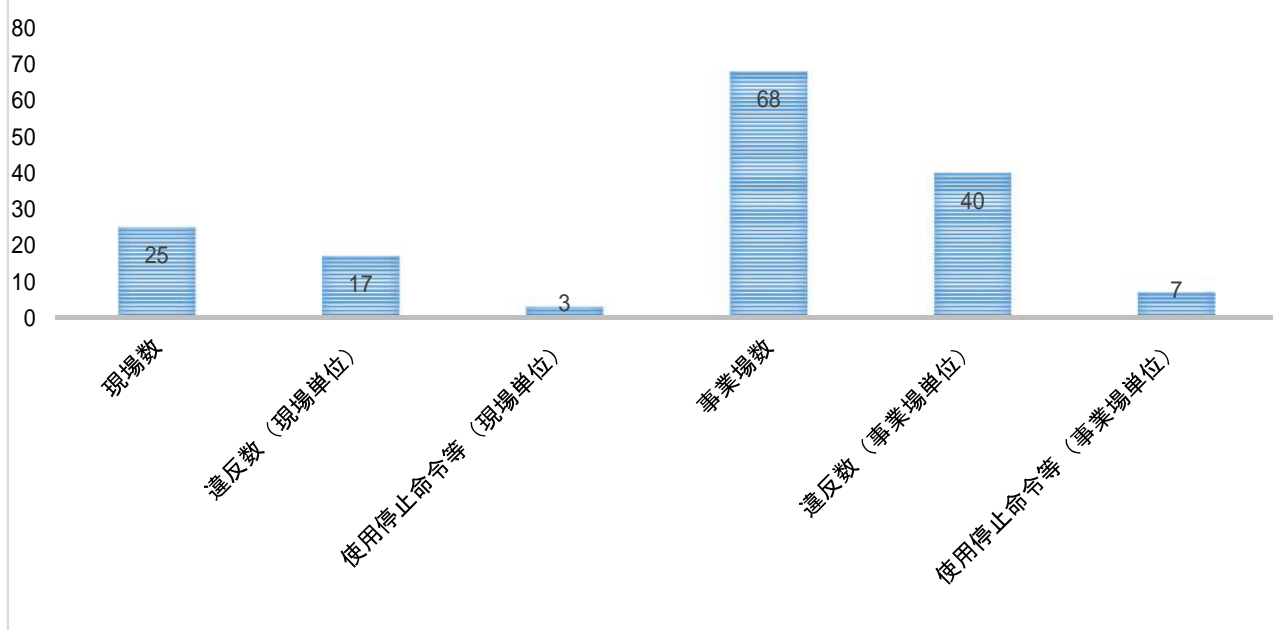
(1) 監督指導実施事業場等

- ・監督指導を実施した現場は25か所
- ・監督指導を実施した事業場は68事業場

(2) 違反の状況

- ・労働安全衛生法令の違反が認められた現場は17か所(68%)
- ・法令違反の是正を指導した事業場は40事業場(58.8%)
- ・使用停止命令等の行政処分を行った現場は3か所(12%)
- ・使用停止命令等の行政処分の対象となった事業場は7事業場(10.3%)

令和3年 建設現場一斉監督結果



2 認められた法令違反

建設現場、事業場において認められた法令違反は下表のとおりです。

番号	法条項	内容	違反数
1	労働安全衛生法第 29 条	関係請負人に対する指導	11
2	労働安全衛生規則（以下「安衛則」） 第 563 条第 1 項	足場作業床の措置	10
3	安衛則第 655 条第 1 項	足場の点検等の措置（注文者）	11
4	安衛則第 539 条第 1 項	保護帽の着用	6
5	安衛則第 570 条第 1 項	鋼管足場の措置	4
6	安衛則第 18 条	作業主任者の氏名等の掲示	3
7	安衛則第 544 条	作業場の床面	3
8	安衛則第 158 条第 1 項	車両系建設機械接触防止	3
9	安衛則第 519 条第 1 項	作業床の端、開口部の墜落 防止措置	3
10	安衛則第 653 条第 1 項	開口部の墜落防止措置（注 文者）	3
11	有機溶剤中毒予防規則第 36 条	空容器の処理	2
12	安衛則第 160 条第 1 項	車両系建設機械運転位置か ら離れる場合の措置	2
13	安衛則第 28 条	安全装置の有効保持	1
14	安衛則第 263 条	ガス容器の取り扱い	1

(解説)

(1) 労働安全衛生法第 29 条 (関係請負人に対する指導)

元方事業者(元請)は、関係請負人(下請)に対し、安全衛生法令の規定に違反しないよう必要な指導を行わなければなりません。

元方事業者は、請負人に示す見積条件に労働災害防止に関する事項を明示する等により、労働災害の防止に係る措置の範囲を明確にするとともに、請負契約において労働災害防止対策の実施者及びそれに要する経費の負担者を明確にしておくことが望まれます。

(2) 安衛則第 563 条第 1 項 (足場作業床の措置)

足場には、以下の墜落を防止するための設備及び物体の落下の防止のための設備を設けなければなりません。この措置は、足場の前踏み側(躯体側)、後ろ踏み側(外側)の双方で措置が必要となります。

一側足場については、敷地が狭隘な場合等のやむを得ない場合に限定し、特別の事情がない限り、本足場を組み立てるようにし、上記の措置を講じるようにしてください。

なお、作業の性質上、手すり、幅木等の上記の設備を臨時に取り外す場合には、墜落制止用器具(安全帯)を使用し、関係労働者以外の立ち入りを禁止する必要があります。また、その必要がなくなった場合には直ちに手すり等を元に戻す必要があります。

■ 墜落を防止するための設備

(わく組足場の場合)

- ✓ 「交さ筋かい」に加えて、「高さ 15 cm 以上の位置に下さんを設ける」、または、「手すりわく(手すり先行専用部材)を設ける」

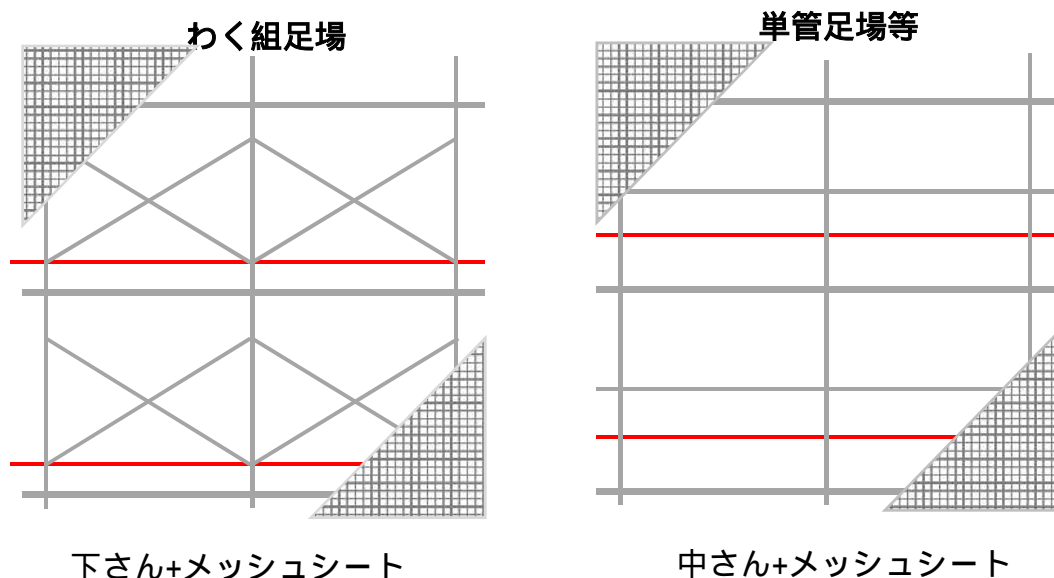
(単管足場等の場合(一側足場を除く))

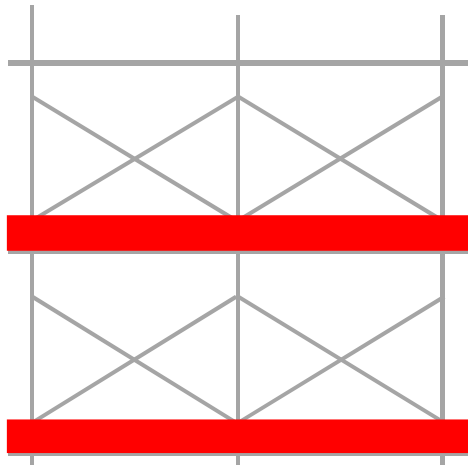
- ✓ 「高さ 85 cm 以上の手すり等」に加え、「高さ 35~50 cm の位置に中さんを設ける」

■ 物体の落下を防止するための設備

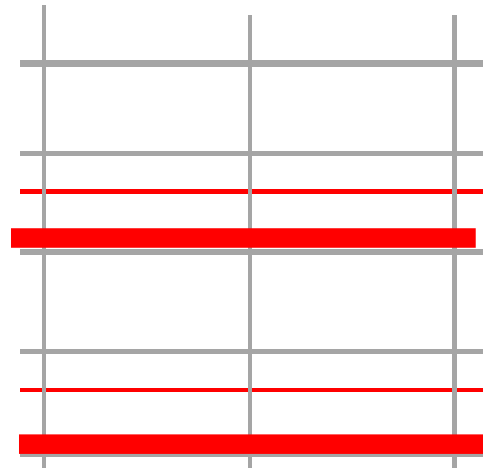
高さ 10 cm 以上の幅木、メッシュシート、または、防網を設ける。

(例) 墜落、物体の落下防止を同時に講じる場合の一例





巾木 (H: 15 cm以上)



中さん + 巾木 (H: 10 cm以上)

(3) 安衛則第 655 条 (足場の点検等の措置 (注文者))

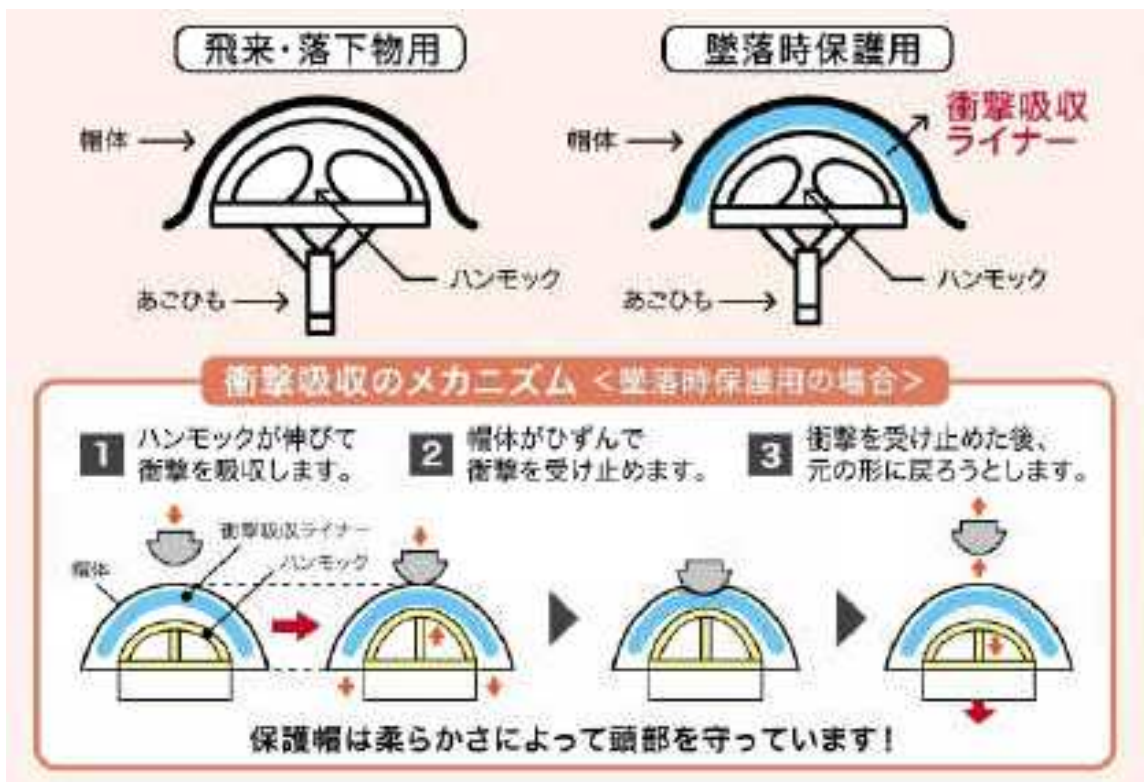
悪天候や地震、足場の組立てや一部解体、変更後には、請負人に足場を使用させる注文者は、点検を実施し、その結果を記録しなければなりません。

点検の実施にあたっては、別添のチェックリストを活用してください。

(4) 安衛則第 539 条第 1 項 (保護帽の着用)

建築現場等でその上方において他の労働者が作業を行っている場合、物体の飛来又は落下による危険を防止するため、労働者に保護帽を着用させなければなりません。

保護帽は、飛来・落下物用、墜落時保護用、電気用の種類に区分されていますが、高所作業を伴う場合、兼用タイプの着用が必要となります。



(5) 安衛則第 570 条第 1 項 (鋼管足場の措置)

足場の脚部には、足場の滑動と沈下を防止するため、敷板等を用い、根がらみ等を設けなければなりません。

(6) 安衛則第 18 条 (作業主任者の氏名等の掲示)

作業主任者を選任した場合、その作業主任者の氏名と職務を掲示しなければなりません。一覧表に作業主任者の氏名を掲示するだけでは、十分ではありません。

不十分な例

足場の組立等	厚生 太郎
コンクリート工作物の解体等	労働 次郎
建築物等の鉄骨の組立等	労働 次郎
石綿	厚生 一郎

職務と氏名を掲示する例

足場の組立等作業主任者の職務

1. 材料の欠点の有無を点検し、不良品を取り除くこと。
2. 器具、工具、要求性能墜落制止用器具及び保護帽の機能を点検し、不良品を取り除くこと。
3. 作業の方法及び労働者の配置を決定し、作業の進行状況を監視すること。
4. 要求性能墜落制止用器具及び保護帽の使用状況を監視すること。

作業主任者氏名
正 厚生 太郎
副 労働 次郎

(7) 安衛則第 544 条 (作業場の床面)

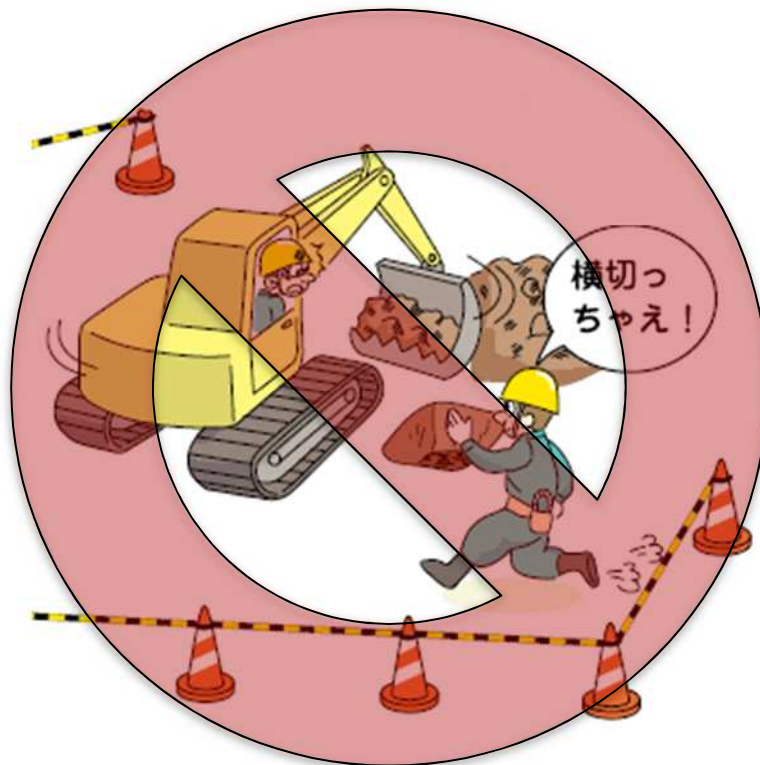
作業場の床面については、つまずき、すべり等の危険のないものとし、安全な状態を保持しなければなりません。

STOP! 転倒災害



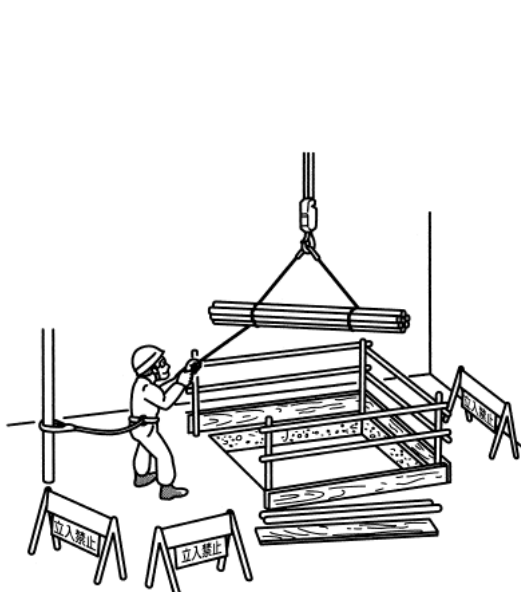
(8) 安衛則第 158 条第 1 項 (車両系建設機械接触防止)

油圧ショベル等の車両系建設機械を用いる場合、誘導者による誘導なしに、運転中の当該機械に接触のおそれのある箇所に労働者を立ち入らせてはなりません。

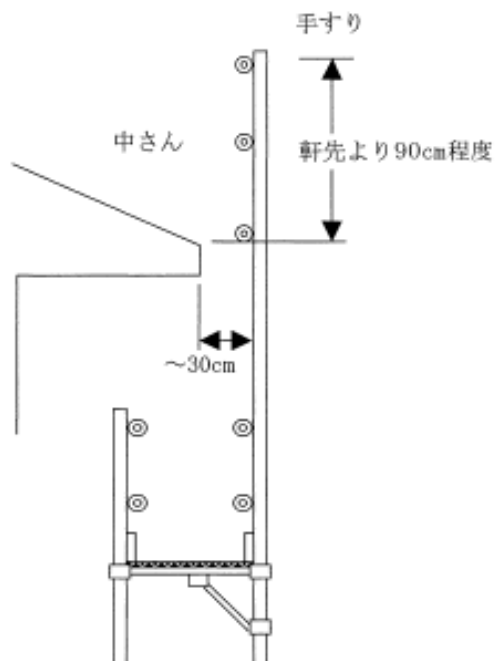


(9) 安衛則第 519 条第 1 項 (作業床の端、開口部の墜落防止措置)

高さ 2メートル以上の作業床の端、開口部には、手すり等を設けなければなりません。



開口部の墜落防止対策



屋根からの墜落防止対策

(10) 安衛則第 653 条第 1 項 (開口部の墜落防止措置 (注文者))

請負人の労働者に高さが 2 メートル以上となる作業床等を使用させる注文者は、手すり等を設けなければなりません。

(11) 有機溶剤中毒予防規則第 36 条 (空容器の処理)

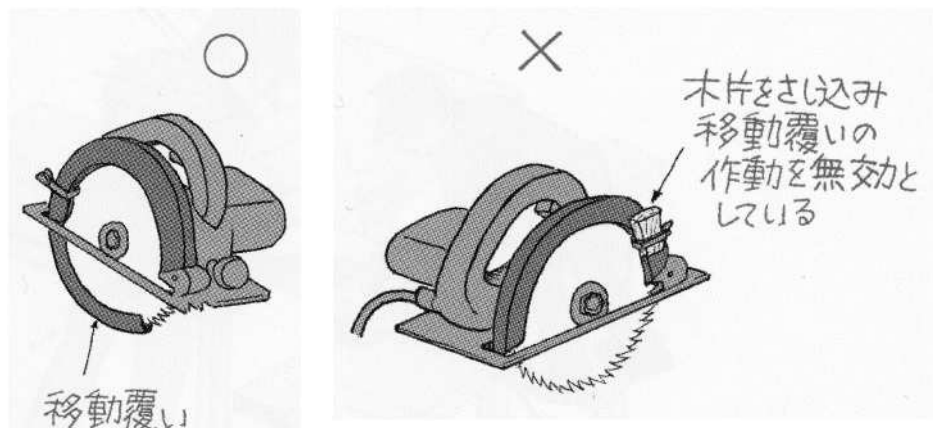
有機溶剤等を入れてあった空容器は、屋外の一定の場所に集積しておかなければなりません。

(12) 安衛則第 160 条第 1 項 (車両系建設機械運転位置から離れる場合の措置)

車両系建設機械の運転位置から離れる場合は、バケット等を地上におろし、原動機を止め、ブレーキをかける等の逸走防止措置を講じなければなりません。

(13) 安衛則第 28 条 (安全装置の有効保持)

丸のこ盤の歯の接触予防装置等の安全装置は、有効な状態で使用されるよう点検・整備を行わなければなりません。



(14) 安衛則第 263 条 (ガス容器の取り扱い)

ガス溶接等の業務に使用するガス容器については、転倒のおそれがないように保持しておかなければなりません。

足場等の種類別点検チェックリスト - () 足場用 - (注1)

足場等点検チェックリスト

工事名() 工期(~) (注2)
 事業場名()
 点検者職氏名() (注3)
 点検日 年 月 日
 点検実施理由(悪天候後、地震後、足場の組立後、一部解体後、変更後)(その詳細) (注4)
 足場等の用途、種類、概要() (注5)

点検事項(注6)	点 検 の 内 容(注7)	良否(注8)	是正内容(注9)	確認(注10)
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態				
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態				
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態				
4 足場用墜落防止設備)の取外し及び脱落の有無(注11)				
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無				
6 脚部の沈下及び滑動の状態				
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無				
8 建地、布及び腕木の損傷の有無				
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能				

(注1)

本表は、チェックリストの様式の例を示したものであるが、チェックリストは、わく組

足場、単管足場、くさび緊結式足場、張出し足場、つり足場、棚足場、移動式足場等足場の種類に応じたものを作成すること。また、作業構台、架設通路に関してもその構造や用途に応じたチェックリストを作成すること。

(注2)

工期は契約工期ではなく、実際の工期を記入すること。なお、点検結果等の保存については、労働安全衛生規則第567条第3項、第575条の8第3項、第655条第2項及び第655条の2第2項において、足場又は作業構台を使用する作業を行う仕事が終了するまでの間となっていることに留意すること。

(注3)

点検の実施者は、足場の組立て等作業主任者であって、足場の組立て等作業主任者能力向上教育を受講している者、労働安全コンサルタント(試験の区分が土木又は建築である者)等労働安全衛生法第88条に基づく足場の設置等の届出に係る「計画作成参画者」に必要な資格を有する者、全国仮設安全事業協同組合が行う「仮設安全監理者資格取得講習」、建設業労働災害防止協会が行う「施工管理者等のための足場点検実務研修」を受けた者等十分な知識・経験を有する者から指名すること。

(注4)

点検の実施理由は、労働安全衛生規則第567条第2項及び第665条第2項に規定されている強風、大雨、大雪等の悪天候、中震以上の地震、足場の組立て後、一部解体後、変更後のいずれに該当するか詳細も含めて記入すること。また、定期的に点検を行う場合もその内容を記入すること。

(注5)

足場等の用途、種類、概要欄は、外装工用わく組足場、内装工用移動式足場、船舶塗装用つり棚足場等、その用途や構造が明らかになるような名称を記入するとともに、足場の大きさ(高さ×幅、層数×スパン数)及び設置面等の概要も記入すること。

(注6)

点検事項は、労働安全衛生規則第567条第2項の第1号から第9号及び第665条第2項の第1号から9号までの各号に規定されている事項は最低限列挙すること。また、この法定事項以外に、足場計画通りかの確認、昇降設備関係、最大積載荷重表示等の事項も点検対象に加えることも考えられること。

(注7)

点検の内容は、別表「点検の内容例」のように、上記点検事項に係る点検を確実に実施するための具体的な内容であり、その内容は、事業者、注文者、仮設機材メーカー等と協議して定めること。その際、労働災害防止団体等が作成している同様のチェックリスト等を参考にすることが望ましいこと。

(注8)

点検結果の良否については、足場の該当箇所が明らかになるよう記載すること。

(注9)

是正内容については、是正箇所、是正方法、是正した期日を明らかにすること。

(注10)

是正の確認は、点検者のみならず、管理者、事業者又はそれに代わる者も行うこと。

(注11)

手すり、中さん等の足場用墜落防止設備の点検に当たっては、単に取り外しや脱落の有無だけでなく、その取付け状態が適切であるか、入念に点検する必要があること。

点検の内容例 - わく組足場用 -

点検事項	点検の内容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	床材の取付状態は計画通りか 床付き布わくは変形したり、損傷していないか つかみ金具の外れ止めは確実にロックされているか 床材と建地の隙間は 12 センチメートル未満(※)か 床付き布枠は建わくに隙間なく設置されているか
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	建わく、布わくの取付状態は計画通りか 建わくは、アームロック等で確実に接続されているか 脚柱ジョイント、アームロックはロックされているか 建わく、布わくの取付部に緩みはないか
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	緊結金具(クランプ等)に損傷、腐食はないか 継手金具(ジョイント、アームロック)に損傷、腐食はないか
4 足場用墜落防止設備の取外し及び取外し脱落の有無	交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の取付状態は計画通りか 交さ筋かい、下さん、幅木、上さん、手すりわく等の脱落はないか 交さ筋かいピンは確実にロックされているか 交さ筋かいは全層全スパン両面に設置されているか 妻面に手すり及び中さんは設置されているか
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無	幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか 幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか 幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか 防網はつり綱で確実に緊結されているか
6 脚部の沈下及び滑動の状態	ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか 敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか 根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	交さ筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか 交さ筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか 専用の壁つなぎ用金具が使用されているか 控えはクランプで緊結されているか
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	建てわく、布わく、交さ筋かいに变形、損傷はないか
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

※

1 は次の場合であって、床材と建地との隙間が 12 センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

(1) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が 24 センチメートル未満の場合

(2) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を 24 センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

点検の内容例 - 単管足場用 -

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	床材の取付状態は計画通りか 床材は変形したり、損傷していないか 床材は腕木にゴムバンド等で確実に固定されているか 床材と建地の隙間は 12 センチメートル未満(※)か 床材は建わくとの間に隙間をつくらないように設置されているか ・ ・ ・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか 建地は、単管ジョイント等で確実に接続されているか 布、腕木は専用緊結金具で確実に取り付けられているか 建地、布、腕木の取付部に緩みはないか ・ ・ ・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	緊結金具(クランプ等)に損傷、腐食はないか 継手金具(ジョイント等)に損傷、腐食はないか ・ ・ ・
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	手すり、中さん、幅木等の取付状態は 計画通りか 手すり、中さん、幅木の脱落はないか 手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか 手すりの高さは 85 (90) センチメートル以上か 中さんの高さは 35 センチメートル以上 50 センチメートル以下か 妻面に手すり及び中さんは設置されているか ・ ・ ・
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無	幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか 幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか 幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか 防網はつり綱で確実に緊結されているか ・ ・ ・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか 敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか 根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか ・ ・ ・
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか 筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか 専用の壁つなぎ用金具が使用されているか 控えはクランプで緊結されているか ・ ・ ・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	建地、布、腕木に変形、損傷はないか ・ ・ ・
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

※

1 は次の場合であって、床材と建地との隙間が 12 センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

(1) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が 24 センチメートル未満の場合

(2) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を 24 センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

点検の内容例 - くさび緊結式足場用 -

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	床材の取付状態は計画通りか 床材は変形したり、損傷していないか 床付き布わくは外れ止めが確実にロックされているか 床材と建地の隙間は12センチメートル未満(※)か 床材は建地との間に隙間をつくらぬよう設置されているか
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	建地、布材、腕木の取付状態は計画通りか 建地は、抜け止めピン等で確実に接続されているか 布のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか 腕木のくさびは建地緊結部に確実に打ち込まれているか 建地、布、腕木の取付部に緩みはないか
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	緊結金具(クランプ等)に損傷、腐食はないか 継手金具(ジョイント等)に損傷、腐食はないか
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	手すり、中さん、幅木等の取付状態は 計画通りか 手すり、中さん、幅木の脱落はないか 手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか 手すりの高さは85(90)センチメートル以上か 中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か 妻面に手すり及び中さんは設置されているか
5 幅木等(物体の落下防止措置)の取付状態及び取外しの有無	幅木、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか 幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか 幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか 防網はつり綱で確実に緊結されているか
6 脚部の沈下及び滑動の状態	ベース金具、根がらみ、敷板、敷角の設置は計画通りか 敷板、敷角に異常な沈下、滑動はないか ベース金具は敷板に確実に釘止めされているか 根がらみは所定の位置にクランプで緊結されているか
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	筋かい、控え、壁つなぎの取付状態は計画通りか 筋かい、控え、壁つなぎは取り外されていないか 専用の壁つなぎ用金具が使用されているか 控えはクランプで緊結されているか
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	建地、布、腕木に変形、損傷はないか
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	

※


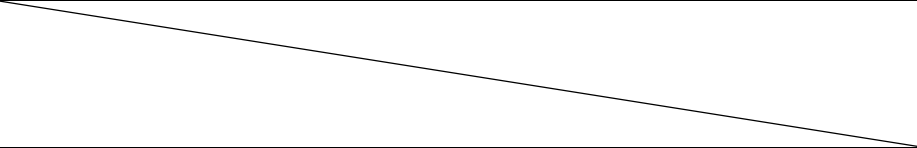
1 は次の場合であって、床材と建地との隙間が12センチメートル以上の箇所に防網を張る等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じたときは適用されないこと。

(1) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和が24センチメートル未満の場合

(2) はり間方向における建地と床材の両端との隙間の和を24センチメートル未満とすることが作業の性質上困難な場合

また、はり間方向における建地の内法幅が64センチメートル未満の足場の作業床であって、床材と腕木との緊結部が特定の位置に固定される構造の鋼管用足場の部材で、平成27年7月1日現にあるものが用いられている場合は適用されないこと。

点検の内容例 - つり（棚）足場用 -

点検事項	点 検 の 内 容
1 床材の損傷、取付け及び掛渡しの状態	床材の取付状態は計画通りか 床材は変形したり、損傷していないか 床材は根太、つり桁に番線等で確実に固定されているか 床材は、隙間なく設置されているか ・ ・ ・ ・ ・
2 建地、布、腕木等の緊結部、接続部及び取付部の緩みの状態	根太、つり桁の設置状態は計画通りか 根太はつり桁に緊結金具等で確実に固定されているか 根太、つり桁に変形、損傷、腐食はないか ・ ・ ・ ・ ・
3 緊結材及び緊結金具の損傷及び腐食の状態	緊結金具（クランプ等）に損傷、腐食はないか ・ ・ ・ ・ ・
4 足場用墜落防止設備の取外し及び脱落の有無	手すり、中さん、幅木（側板）の取付状態は計画通りか 手すり、中さん、幅木の脱落はないか 手すり、中さん、幅木は確実に固定されているか 手すりの高さは85（90）センチメートル以上か 中さんの高さは35センチメートル以上50センチメートル以下か ・ ・ ・ ・ ・
5 幅木等（物体の落下防止措置）の取付状態及び取外しの有無	幅木（側板）、メッシュシート、防網等の取付状態は計画通りか 幅木、メッシュシート、防網は取り外されていないか 幅木は脚柱等に確実に取り付けられているか メッシュシートは全てのはと目で緊結されているか 防網はつり綱で確実に緊結されているか ・ ・ ・ ・ ・
6 脚部の沈下及び滑動の状態	
7 筋かい、控え、壁つなぎ等補強材の取付状態及び取外しの有無	筋かい、控え、振れ止めの取付状態は計画通りか 筋かい、控え、振れ止めは取り外されていないか ・ ・ ・ ・ ・
8 建地、布及び腕木の損傷の有無	
9 突りょうとつり索との取付部の状態及びつり装置の歯止めの機能	チェーンリンク等のつり部材、つり元金具、フックに亀裂、変形、腐食はないか つりチェーン間隔は設計どおりか つり金具はつり桁と確実に固定されているか ・ ・ ・ ・ ・